

異議申立書（下水道使用料4）

平成25年10月29日（火）

青森市長 鹿内 博 様

異議申立人 三国谷清一



下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢
住 所 青森市桜川4丁目8番2号
氏 名 三国谷清一
年 齢 64歳
2. 異議申立てに係る処分
貴職の平成25年10月7日（月）付け平成25年度下水道使用料督促状（平成25年8月分）による処分。
3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日
平成25年10月10日（木）
4. 異議申立ての趣旨
異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
5. 異議申立ての理由
青森市税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例第5条第2項では「督促状に指定した期限までに滞納金及び督促手数料を完納したときは、延滞金は徴収しない」と規定している。とすると下水道使用料滞納者間において、貴職の督促状の発行時期によって延滞金が徴収される者とされない者が生じることになり不公平が生じる。よって、督促状を発行するときは同一時期に行うべきである。しかし、貴職は異議申立人に対してのみ、納付勧奨等をせずに機械的に督促状を発行し年10.75%という高率の延滞金を懲罰的に徴収するという差別的取扱いをしているのは違法不当の極みである。
6. 処分庁の教示
「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」との記載あり。
7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て
行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。

